

## 第18回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成20年5月15日（月）14時00分～16時00分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

副議長 井手雅春（株式会社朝日新聞社（大阪本社）社会エディター代理兼  
地域報道エディター代理）

片山善博（慶應義塾大学教授）

清原慶子（三鷹市長）

ダニエル・フット（東京大学法学政治学研究科教授）

議長 中川英彦（前京都大学大学院教授）

宮本一子（財団法人日本消費者協会理事、社団法人日本消費生活  
アドバイザー・コンサルタント協会常任顧問）

吉永みち子（作家）

（日弁連）

会長 宮崎 誠

副会長 木村 良二、山本 剛嗣、村越 進、庭山 正一郎、  
村山 晃、福島 康夫

事務総長 丸島 俊介

事務次長 谷 真人、出井 直樹、小川達雄、菰田 優、伊東 卓

広報室室長 佐々木 文

以上 敬称略

### 1. 開会

（谷事務次長）

それでは定刻を過ぎましたので、始めさせていただきたいと思います。私、事務次長の谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回で、第18回目の日弁連市民会議ということになります。それでは最初に、こちらの日弁連側の執行部も変わりましたので、出席者の紹介をさせていただきます。こちら、会長の宮崎です。

（宮崎会長）

宮崎でございます。よろしくお願いいたします。

（谷事務次長）

あとでご挨拶いただきます。副会長から自己紹介をお願いします。

(福島副会長)

副会長の福島でございます。

(村山副会長)

副会長の村山と申します。京都弁護士会所属となります。よろしくお願いいたします。

(村越副会長)

副会長の村越です。よろしくお願いいたします。

(山本副会長)

副会長の山本剛嗣です。よろしくお願いいたします。

(木村副会長)

副会長の木村良二と申します。横浜弁護士会所属です。この市民会議の担当をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(丸島事務総長)

事務総長の丸島と申します。所属は東京弁護士会でございます。よろしくお願いいたします。

(出井事務次長)

事務次長の出井直樹と申します。所属は第二東京弁護士会です。

(伊東事務次長)

事務次長の伊東卓と申します。所属は第二東京弁護士会です。よろしくお願いいたします。

(佐々木広報室長)

広報室長の佐々木と申します。所属は第一東京弁護士会です。よろしくお願いいたします。

(谷事務次長)

続きまして、資料の説明を簡単にさせていただきます。まず進行次第ですが、事前にお配りしておりました緑の紙から、本日黄色の紙に差し替えになっております。若干、順番等が入れ替わっておりますので、黄色い紙をご覧ください、進行のほうをご確認いただければと思います。

資料のほうですが、事前にお送りしました資料 89 と書かれたものにつきましては、資料番号と中身につきましては目次がございますので、説明を申しませんので、これに代えさせていただきます。

本日、当日配付いたしました3つのものだけについてご説明いたします。資料の24、25、26 というものを机上に配付させていただきました。24 につきましては、法科大学院教育と司法修習の連携についてのアンケートということで、司法修習生 991 人に聞きまして、467 人から答えのあった法科大学院でどういう授業を受けてきましたかというようなことについてのアンケートの集計でございます。日弁連の司法修習委員会が取ったアンケートでございます。

資料の26は、就職状況につきましてまとめたものでございます。これにつきましても、後で会長の宮崎からご説明があるかと思いますが、弁護士が研修所を出た後、就職がどう

だったかというところにつきまして、2007年はどうやら収まったけれども、2008年につきましてはなかなか厳しい状況があると思われるというような内容になっております。

それから、資料の26につきましては、副会長の庭山のほうから今日ご説明いたします、3番目の議題であります立法対策組織についてのレジюмеでございます。ここで説明するときに使わせていただきたいと思います。

以上でございますので、以降の進行は中川議長のほうでよろしく願いいたします。

## 2. 開会の挨拶

### 3. 議事録署名人の決定

(中川議長)

中川でございます。よろしくお願いいたします。では委員の皆さま、今日は大変お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。桂委員、高木委員、松永委員が、残念ながら所用がございましてご欠席ですけれども、始めさせていただきます。

最初に、議事録署名人を決定いたしたいと思っております。順番からいきますと、清原委員とダニエル・フット委員をお願いしたいと思っておりますが、お二人、よろしいでしょうか。

(清原委員・ダニエル・フット委員)

はい。

(中川議長)

では、よろしくお願いいたします。議事録に若干関連することでございますけれども、従来この市民会議は、意見がまとまりました場合には、それを書面にしまして、日弁連のほうに提案という形で出しておりました。割合頻度が少なく、10回に3回ぐらいではなかったかと思っております。そのようなものです。残りの部分は、議事録は残りますけれども、内容が外に出ない。外にと言いますか、一般の皆さまの目に触れないという嫌いがございました。そこで今回から、会議のサマリー、要旨をまとめまして、それを会員の皆さまにも見ていただいたらどうだろうかということを考えました。私と井手副議長とで相談をいたしまして、それはよからうということになりました。

それで、日弁連のそちらにいらっしゃいます広報室長のご苦勞になるのですけれども、毎回そういう形でまとめていただきましたものを、ファクスニュースという全会員の皆さまにファクスで送られる簡単なもののようなのですけれども、ファクスニュースという形でお知らせするというのにいたしたいと思っております。委員の皆さま、それでよろしいでしょうか。もちろん中身は提言という形でまとめまして、きちんとした書面にするものも出てくると思いますが、そうでないものは今のような形で一応結論を出させていただくということにしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入りますけれども、最初に宮崎誠日弁連会長から、会務執行方針についてのご説明、それからご就任のご挨拶をいただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

#### 4. 宮崎誠日弁連会長挨拶

(宮崎会長)

今日は本当にお忙しい皆さま方に、開催していただき、ご出席いただき、誠にありがとうございます。心から感謝申し上げます、ご指導をお願いいたしますよう、よろしくお願い申し上げます。

会務執行方針の説明が議案ではありますが、やはりまず私の選挙に触れなければならないのかなと、思っています。ご承知のとおり、新聞紙上などでも、史上まれに見る激戦ということで、司法改革に反対するという動きに7,000票もが集まったと。司法改革を支えてきた東京弁護士会では、わずか500票差しかなかった。このような状況が、やはり現在の日弁連の状況を語っているのではないかと考えております。

おそらくこういう選挙結果に対して、会外の方から、何と軟弱な組織だなど。こういうふうなご批判は承るのではないかとと思いますが、私は、そういう会員の批判の中にももっともだなど、こう思うようなご批判はあると思っています。それらに十分留意しつつも、今後とも永続的に司法改革が担える、そういう強い体質の日弁連を作っていかなければならない。これが私の責務ではないかと、このように考えています。

審議会の意見書から数年経ちまして、当然予想しなかった事態も起きてくるというのは、自然のことではないかと思えます。私は、歪みは直視しつつ、しかしながら改革の道筋は決して外れない。こういう施策を実行してまいりたい、このように考えております。これは言うは易く、行うはなかなか難しい施策であります。おそらく会内では、中途半端な会長だ、こういうご批判がありますでしょうし、また会外の方からは、司法改革に期待する会外の空気を読めない会長だと、こういうようなご批判も受け続けることになるのではあるかもしれません。けれども、裁判員裁判を実施する、我々の任期が踏ん張りどころだと、このように思って頑張りたいと思っております。

改めてこの市民会議で、私の施策として司法改革は着実に前進させる、こういうことを確認させていただくとともに、主に人口増に伴う歪みをはじめ、いくつかの課題については率直に事実を申し上げて、皆さま方のご意見とご助言をいただき、そうして今後の会務に活かしていくことができると考えている次第であります。そういう意味で、今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

会務執行方針の資料1では、そのような前提に立ちまして、市民の期待に応え、司法改革を着実に実行させるということを目頭にうたわせていただいております。また、刑事司法改革への取組みとして、裁判員裁判の実施について、裁判所、あるいは検察に対して申し上げるべきことを申し上げて、その上で対応態勢を作って、国民・市民に迷惑をかけない。こういう姿勢で裁判員裁判を実施してまいりたいと、思っております。

また、裁判員裁判について、あとでまた報告があるかと思えますので、詳細はそちらに委ねたいと思えます。

また第2に、利用しやすく頼りになる司法を築く我々弁護士がこの世の中で幅広く活躍

し、また市民からはアクセスが容易になる。このような諸施策を実行してまいりたい、と思っているわけでありませぬ。

その中でこの執行方針の4ページに、過疎・偏在問題への取組みがございませぬ。ご承知のとおり、1999年から始まりましたひまわりの運動。それから、法テラスによるスタッフ弁護士。さらには昨年度から実施されておられませぬ、偏在解消のための経済的支援による定着支援。こういう3本柱で、日弁連は過疎・偏在、特にゼロワンの解消に努めてまいりました。

ご承知のとおり、ひまわり基金は、日弁連特別会費で、この9年の間に約22億円を会員から集めて、ひまわり弁護士の事務所を設置してまいりました。また、偏在解消のための経済的支援については、今後5年間で10億円の資金を投入して、それについてまた行いたいと、このように考えておられませぬ。

おかげさまでこの6月には、滋賀県の長浜を最後にゼロがなくなりませぬ。また、ワン地区の解消についても、ひまわりの10周年を迎える来年には、何とか目途をつけたいと、このように考えておられませぬ。

しかしながら、スタッフ弁護士が集まらなると人口論と直結したご批判を受けることがありませぬ。スタッフ弁護士が3年任期で、9年経つと辞めなければならなると。お客さまもなく、また生存競争の中に戻っていかねばならなるといふ、こういう制度で、若い多くの希望者がためらっている。こういう状況の、制度改善も国に求めつつ日弁連の過疎・偏在対策も実施していきたい、このように考えておられませぬ。

また、人口論につきましては、今日また報告があろうかと存じませぬ。人口論については、我々は会内の議論だけではなしに、会外の方との率直な意見交換をやはり行わせていただきたい、このように考えておられませぬ。その中にはやはりロースクール養成課程の問題もありますが、現在深刻な就職問題についても、状況をお知らせしなければならなると、このように思っておられませぬ。

昨年は確かに、卒業した者が就職できました。別段我々は、全員就職をしなければならなと思っておられませぬ。やはり資格を取った者が、場合によっては就職をできない、これは別段あり得ることだと思っておられませぬ。ただ卒業した者の何割もが就職できない。

最近の大阪弁護士会の会内の状況を見ておられませぬと、例えば300人修習生はいるけれども、おそらく100人に近い人間が就職困難ではないかというような状況にもなっている。我々も、10人就職できない場合と、50人就職できない場合、100人就職できない場合では、やはりちょっと問題が違ってくるのではなからうかと思っておられませぬ。特に、司法研修所の教育期間が1年になり、前期修習がなくなり、直ちに全員が各実務修習につくという状況で、基礎的なトレーニングの機会が減っています。その中で、さらに就職口がないということになりますと、非常に未熟なまま、独立して事件をやることになります。こういうことに変大危惧していることとございませぬ。我々は引き続き、就職先、あるいはニ-

ズの拡大に努めて、長期的に見れば何とか解決したい、このように考えているところであります。

その他、人権活動等についても、私はまた改めて取り組んでいきたいと思っております。我々は国際人権と言っておりますが、そういう諸外国から比べた、国際的な基準から比べて遅れている日本の刑事捜査の在り方を含め多くの人権課題についても、また積極的な活動をしていきたいと考えているところであります。

簡単ではありますが、現在の日弁連の状況を簡単にご報告申し上げたところであります。今日は、そのうちの幾つかのテーマについて、率直に意見交換をさせていただき、市民の目線でご指導、ご助言をいただければ幸いです。それを我々としては今後の会務に生かしていきたい、このように考えておりますので今日はどうかよろしく願います。

(中川議長)

会長、どうもありがとうございました。だんだん難しくなると思いますので、どうぞご健康に十分お気をつけてご奮闘いただきたいと思います。

今お話のように、たくさんの問題点があるわけですが、全部やるわけにはいきませんので、主として2つに絞らせていただきます。1つは、今お話の裁判員制度の対応についてと、法曹人口の施策問題についてです。この2つを主として議論の対象にしたいと思います。立法活動への取組みに関しましては、まだどちらかという、緒に就いたばかりのような感じもいたしますし、むしろ私どももご説明をいただいて、どういう方向でお考えになっているかということをお聞かせいただいて、議論とまではいかないかと思えます。まずその2つの問題を先に取り上げさせていただきたいと思います。

裁判員制度の対応につきましては、裁判員制度実施本部をご担当いただいております福島副会長から、まずご説明をいただきます。その後で、法曹人口政策につきましては、村山副会長から、引き続きご説明をいただきます。よろしく願います。

## 5. 意見交換

### 裁判員制度への対応について

(福島副会長)

裁判員制度を担当しています副会長の福島です。それでは、私のほうから少し説明させていただきます。

来年の5月21日から裁判員制度が始まりますけれども、この対象事件が、年間3,000件と言われております。ただ、この5月21日という日は裁判員制度が始まるというだけではなくて、被疑者国選が10倍に拡大するということで、その対象事件が10万件ということになっています。同日、同じ時期に実施されるというふうなことで、弁護士会としては、この制度が成功するように、今全力を挙げて取り組んでいるところであります。

先ほど会長からお話がありましたけれども、人的な体制としては、まず過疎偏在体制と

ということがありましたけれども、ひまわり基金というような基金で特別に会費を徴収しまして、それで今年の6月には弁護士ゼロの地域もなくなるということでありました。さらに偏在解消というようなことで、10億円あまりの予算を使いまして、これについても取り組んでいきます。

それによってこの経済的な支援策というふうなことで、ブロックごとに拠点事務所を作るということで、今北海道、東北、九州に拠点事務所ができております。これで、この偏在対応として弁護士を養成しまして、各地に派遣していくというふうなことを今取り組んでいくこととなりますので、早晩これが結実するだろうと考えております。

また法テラスのほうも、スタッフ弁護士を配置するというふうなことで、司法アクセスの整備に取り組んでいます。

それから、予算の限界があることから、これは今現在スタッフ弁護士の配置について協議中であります。日弁連としては、今後各地の実情を聞き取りながら、現地を訪問するというようなことをやりまして、地域の実情に即した対応態勢を確立するというのを、この1年準備していくところであります。

特に裁判員裁判対応でありますけれども、この裁判員裁判というのは、これまでと違って集中的に膨大な準備を余儀なくされます。連日的開廷に対応しなければいけない。さらに裁判員の方に対して、わかり易い、見て聞いてわかるというような、こういう法廷弁護の技術も求められています。そのための人材を確保する必要があるということで、まずは全国各地で法曹三者の模擬裁判が今行われております。これは、もうかなりの回数が行われておりますけれども、この模擬裁判を通して、新たな弁護技術を研修しているところがあります。模擬裁判の後の検討会というようなことを全国各地でやっております。

さらには1月には、新しい法廷弁護技術指導者養成のために、アメリカから講師の方に来ていただきまして、この養成プログラムを3日間実施しました。これが刺激となって、現在全国各地の弁護士会で、若手会員を中心とした研修を行っております。かなりの頻度で全国各地でやっております。

さらに裁判員裁判に対応するために、衛生中継を利用した各種の全国規模の研修。それから講師を現地に派遣するというので、弁護人としてこの裁判員裁判に対応し、よりわかりやすい弁護技術、なおかつ被疑者被告人の防御権を確立するというふうなことの研修に力を注いでいるところであります。

なお、裁判員裁判の延期を求める会というのもありましたけれども、新潟県弁護士会が報道でありましたが、この新潟県弁護士会も含めて、今全国の団体でこの準備を進めているところであります。今後一層の改革を進めなければいけないと考えています。

今年1年の具体的な取組みですけれども、まず弁護士全体として、この裁判員裁判の意義を再確認する必要があるのではないかと考えています。裁判員裁判が、無罪推定等の刑事裁判の原則により忠実、よりよい裁判を実現するというので、重要な意味を有しています。これまでの調書裁判と言われるもの、それから人質司法と言われるもの、こういう

ような刑事司法の日本のこれまでの構造的な問題を今浮き彫りにしております。今後、これが改革の重要な契機になっていくと考えています。裁判員裁判の実施まであと1年になりましたけれども、弁護士全体が、この裁判員裁判の意義を再確認する必要があるのではないかというふうに思っています。

それからさらに、市民の理解を得る努力ということが、この1年さらに大切になるだろうと思っております。特に弁護士会として市民に理解を得ることが必要になるだろうと思っております。年末には、約30万人の方に、裁判員名簿に搭載されたという通知が届くとことになります。この実施直前となった今、弁護士会として市民の方にさらなる理解を求める必要があるということで、今日お手元にお配りしました『裁判員のためのやさしく読み解く』という、裁判員ための法廷用語ハンドブックというものがあります。これは、難しい法律用語でありますけれども、これを読めば、法律用語がどういうふうな意味なのかということが分かるように書いてあります。こういうようなものを今月出版しました。逆に弁護士向けには、今まで法律用語を使っていたのを、いかに市民の裁判員にわかってもらえるかというふうなことで、わかりやすく説明するための本も出版しております。

さらに、今年の11月8日に、日弁連でカウントダウン裁判員制度ということで、司法シンポジウムを実施することにしております。これは、2年に1回のシンポジウムですが、今年は特別に11月8日に、去年に引き続いてやることにしています。当日、日弁連のこの会館全体を使いまして、パネルディスカッション、市民向けのパネルディスカッション、弁護士向けのパネルディスカッション、それから模擬裁判ということを実施しております。また、全国各地でプレシンポというようなことで実施することにしております。

問題なのは国選弁護報酬です。裁判員裁判もほとんどが国選弁護ということになると思っています。各地の弁護士会では、対応態勢体制の確立のために、法テラスと契約する弁護士の拡大に向けて取り組みをしておりますけれども、これまで弁護士のボランティアに頼る、極めて低額な報酬ということがずっと続いておりました。裁判所の予算だったのですが、法テラスができたときに、法テラスの予算に変わりました、そのときに国選弁護報酬が大幅に切り下げられています。裁判所の予算のときはうってかわって20%から30%引き下げられたということです。

これは労力をたくさん使うような事件にたくさん報酬を払うので基礎報酬は逆に低くするということなのですが、あまり低くし過ぎて予算が余ってしまうということが出てきました。そのような状態がこの1年半続いております。このように国選弁護報酬が以前より低くなったということは、ボディブローのようにじわじわじわじわ効いてきていまして、今それが、弁護士の裁判員裁判に対応するためのネックになっていると思います。21年度、来年の予算で裁判員裁判の国選弁護報酬モデルがありますけれども、あまり今までのようなボランティアのようにされるということになれば、この点非常は問題があるということ



で、皆さまのご理解をいただきたいと思っております。

特に連日的な開廷ということで、他の事件ができない。その準備がかかりきりになる。さらに、これまでの裁判と全く違うやり方をしなければいけない。それから、被告人との間ともかなりの回数接見をしなければいけないということで、そういった今までと違うことが要求される。その中でこれまでと同じようなボランティアを要求されるというと非常に困ったこととなります。

細かい運用上の問題には、弁護士の複数選任という問題があります。裁判員裁判はほぼこの支部以外は、全部本庁という県庁所在地で裁判がございませけれども、県内の各地で事件が起きたときに、最初に支部の弁護士が対応して弁護士がつきます。その後、県庁所在地の裁判で裁判員裁判がされるというときには、本庁の弁護士が対応する。そうすると、その2人の弁護士を複数選任するということがどうしても必要になってくるわけです。問題はその予算の問題が関係していますので、このようなことも、運用をきちんとやらなければいけないと考えています。

いずれにしてもあと1年しかないというふうなことで、弁護士会としては、最大限の取り組みをしなければいけないといけません。これは日弁連だけではなくて、各地の単位会も一緒に今取り組んでいるところです。以上です。

### 法曹人口政策について

(中川議長)

ありがとうございました。それでは議論は後回しにいたしまして、次の議題でございます法曹人口施策につきまして、村山副会長、ご説明よろしく申し上げます。

(村山副会長)

副会長の村山です。私どもも、今回の司法改革が頼れる司法を作ろう、大きな司法を作ろう。そのためには頼れる弁護士、弁護士会でなければいけない。何よりもそのためには、やはり人的な基盤を本当に飛躍的に増やしていかなければいけない。そういう意味で、それまで本当に小さな司法だったものを、やはり大きく切り換えていこうというのが、今回の司法改革の重要な理念の1つとなっているのです。本当に私どもも、それまで弁護士目線だけで物を見ていたつもりはないわけですが、やはり市民目線、社会目線で弁護士の在り方を問い直し、どういう弁護士の在り方が求められているのかというようなことを考えながら、さらにそういう市民の人たち、社会の人たちが求める数と質を確保するために、弁護士会として総力を挙げよう。このような気持ち、決意で、今日まで来たつもりでございます。

昨年のいわゆる2007年問題により、私どもの法曹界、特に弁護士の世界では2007年問題というふうに言っているわけですが、一挙に1,500人から2,400人に、いわゆる新規法曹の数が増える。これは本当にどうなるのだろうかというような不安半分で迎えたわけですが、何とか皆さんそれぞれ職場を確保し、若い人たちも司法界の中で頑張っ

やっっていこうというようになってきたわけです。

しかし、同時にやはりその中で、なかなか大変だという声が相当上がってまいりました。2007年は何とかできたけれども、それでは今年はどうかという話になってきます。実は昨年と同じ時期の修習生の人たちに、事務所が決まりましたか、どこか行くところは具体的に決まりましたかという問い合わせをした。昨年の段階では、現時点で大体13%ぐらいの人が、弁護士になりたいんだけど、全然行くあてがないという答えがありました。しかし今年は、現時点で約その倍の人たちが、行くところが見付からないというような答えがありました。これはまだ中間集約でございますので、いわゆる数字的に表に出しているものではございませんが、私どもが修習生の皆さんからアンケートを取ったところ、非常に厳しいというような声が上がってまいりました。

彼らは、これは私が最近の強い傾向だと感じていることなのですが、先程言いました弁護士目線、市民目線、社会目線という話でいきますと、弁護士がかなり身近な存在に、お陰様でなってきたのではないかと思います。例えばマンガ本なので、『島根の弁護士』や『ホカベン』などがあり、それがテレビ番組にもなりました。例えば『島根の弁護士』などでは、今まで法曹人口が少なかった時代には、島根弁護士会にはほとんど行かなかったのです。そこにかなり人がたくさん集まり、若い弁護士が島根で活躍しているという話がマンガの本になりました。『ホカベン』というのは、新米弁護士が大ローファームに入るわけですが、プロボノ部門というところで、自分是人権のために働くのだという、そういう話です。

私は何を申し上げたいかと言いますと、いずれもそういうところでこういう活動をしたというときに、いろいろな壁にぶちあたります。そのときに、先輩弁護士というか、そこにいる周りの人たちが何か1つの問題にぶちあたったときに、じゃあこうしてみたらどうか、ああしてみたらどうかというようなことで、サポートしてくれる体制があり、その弁護士の人たちが成長していくというのは、実はかなりマンガ本の中で生き生きと描かれております。一方で、そういう過疎地にも弁護士が行くようになり、身近な存在になった。また一方では、そういうところでも先輩弁護士がきちんといて、その若手の弁護士を育成してくれている。そういう要素が絡まって、弁護士が市民に信頼される存在としていろいろなところに定着してきているという現象があり、それは今までの良き弁護士の世界の、それなりの今までの歩んできた道であり、今もやはりなお、それは非常に重要な要素だろうと思います。

やはり採用するというか、行く場所がなかなか見付からないということになってきますと、このような中で自分が本当に試験に通ったはいいけれども、ではどうなるのかという不安が、最近のスクール生の中にも相当広がっております。それが、例えばいわゆる受験控えというような傾向にもつながっているというふうに私どもは理解しています。

やはり当初の理想として描いた、もっといろいろな分野に弁護士がどんどん出向いて、弁護士の活躍の場所がいっぱいある。私どももそういうつもりで活躍の場所を一生懸命開

拓してはいるのですが、なかなかその開拓のペースと、いわゆる増員のペースがマッチングしてこない。法律事務所もかなり若い人を採ってくれているのだけれども、既に若い人を採ったし、次に若い人を採るのは非常に難しいと言われてしまう。島根や鳥取なども、この間で倍増近くなり、これから先、では同じだけの数をどんどん毎年採っていけるかという、やはりそうはなかなかならないというようなことです。このような増員のペースと、今の社会なりの受け入れの問題があります。

それからもう1つは、増員のペースに伴って、いわゆる養成過程でも実は歪みが出てきております。このロースクールからの新司法試験、それから修習という過程でも前期修習がなくなったということもあります。これはアンケートで少しお出しをしていますけれども、いわゆるロースクールは理論と実務の架橋だということで、実務のかなりの部分をロースクールでやってもらうというつもりでした。しかし、なかなかそうはなっていないで、研修所も数が多量に来るものだから、いわゆる養成システムがなかなかうまく機能しない。そのまま社会に出ると、今度社会では就職先がなく、ではいきなり独立だということになると、その人の法曹としての在り方みたいなものを誰がどういうふうに育てていくのかということについて、実は弁護士の中には不安が広がっていつているのが現状でございます。

そのようなことで、今のようなペースのままで、これまでの計画でいきますと、あと2年後の2010年には3,000人の合格にするという当初計画ではありますが、やはり今の時点で相当な無理があり、軋轢が発生している。逆に言えば、そこで色々な制度設計というか、弁護士の質の確保や、今の就職がうまくいかないという問題で軋轢が発生すると、司法改革全体が変な方向に逆に向いてしまわないかということ、弁護士会的には大変懸念をしているわけでございます。

そういう意味で、少し法曹養成制度の在り方をきちんともう一度見直しして、これで市民の人たちにちゃんと安定した法曹が供給できるという体制にするのと、もう少し時間を掛けて、いわゆる開拓をさらに進めて、社会のニーズにマッチした弁護士が供給できるような状況にしていく。そういったあたりのところを考えていかないと、本当に今のままの計画をそのまま計画だからということで進めていくと、弁護士の中には、非常に大きな軋轢が生じてくるというようなこともあります。実は今弁護士会の中でいろいろな調査もしてまいりましたし、いろいろな努力もしてまいりました。

一応そういった今までの到達点を踏まえて、ここ1、2か月の間に少し弁護士会としては、まとまったとりあえずの暫定的な意見を出していく予定です。そしてその後は先生方とも、もっともっと十分意見を交換し合って、これから先の法曹人口の在り方というもの、司法改革の在り方というものをさらに議論をしていきたい。その議論をしていくためにも、今のままのスピードで進めていくことについては、ちょっと立ち止まって考えて欲しいというメッセージを持ってしまして、それがこの前の会長選挙にも表れてきたということでございます。私どもは会員に対しては、やっぱり市民の期待にまだまだ応えられていない。だから、市民の期待に応えるために、もっとこんな努力をしようということを常に呼び掛

けています。逆に市民の皆さま方には、弁護士も今これだけ頑張っている、だから、少し時間を欲しいと思っております。まだまだ足りないのに弁護士会はちょっと軌道修正をしようとしているのではないかと、というふうに思われずに、少し温かい目で弁護士会を見て欲しいというメッセージを市民の方々には差し上げているというのが、現時点の率直な実情でございます。

今日は、忌憚のないご批判を賜れば、また私どももそれを踏まえていろいろ検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。ありがとうございました。

(中川議長)

村山副会長、ありがとうございました。ただ今の問題は、日本の司法はどうあるべきかという問題の根幹に触れる問題でありまして、色々なご意見があろうかと思えます。これは市民会議ですから、市民という立場から遠慮なく言わせていただくということになりますので、厳しいものになるかもしれません。委員の皆さんから、今の2つの問題につきまして、ご自由にご発言、質問なりご意見なりいただければと思います。議事を整理するために、まずは最初の裁判員制度の問題を先にお聞きしたいと思えます。そちらのほうからよろしく、ご自由をお願いします。

(片山委員)

裁判員裁判制度の開始は来年の5月ですから、このまま順調にいくと思えますけれども、私が少し危惧していますのは、最近政府が非常に弱体化してしまっていて、ある種の逆ポピュリズムのようになっていることです。新しい制度を作って、それがいざ始まるといったときに、いろいろな批判が出てくると、そこでかなり軌道修正論などそういうことが出てきているのです。それが後期高齢者医療制度問題とか、道路問題などもそうなのですけれども。もちろん決まったことをそのまま突っ走るのがいいとは言いませんけれども、ふらふらふらふらしている面があるのです。例えば後期高齢者医療がこんなに混乱したのは、去年の参議院選挙で自民党がボロ負けをして、その後、高齢者の自己負担の問題を称縫策として、喜ばれそうなことをちょっとしたのです。そんなことでは、現場でまた大混乱するわけです。そういう傾向が今政府にあるものですから、この制度も何か多少爆弾を抱えているのではないかなという気が、今の政治状況を見るとあると思えます。

ただ、後期高齢者医療の問題などと違って、かなりこれは弁護士会も含めて法曹界の皆さんが、相当啓発に努められましたので、高齢者の医療問題よりは相当浸透していることだけは確かです。現に裁判員になりたくないというような人がいっぱい出てくるということは、浸透しているからなのです。

ですから、大丈夫だとは思いますが、一抹の不安、懸念がないわけではないと思うのです。そこで、これからどうすれば良いかということですが、私はちょっと自分のことをしゃべりますと、私は今慶応大学で教鞭をとっているのですが、昨日は日吉の1年生に、毎週政治学をやっているものですから、そこでこの裁判員裁判から見た日本の民主主義というのをテーマにしてやりました。最初に裁判員のことを知っていますかと言

ったら、学生はみんな知っていますと言います。よく知っていますかと言うと、ほとんど手が上がりません。それから、裁判員になれと言われたら喜んでなる人と言ったら、ほとんど手がありません。150人ぐらいの学生の中の、ほんの数人です。なりたくないという人が、学生でも圧倒的に多いのです。それから1時間半講義をして終わったときに、ではもう一回聞きますけれど、まあなってもいい、ならなければいけないかなと思う人と言ったら、ほとんど手を挙げたんです。

それで、何を喋ったかという、やはりこれは政治学から見てもいろいろな意義があるということです。例えばテーマが民主主義ということですから、民主主義から見ると、司法というのは、失礼ながら三権の中で一番非民主的です。国会議員は直接国民が選ぶもの。それから行政の長は、間接的に国会議員が内閣総理大臣を選ぶ。裁判官は誰が選んでいるのかと聞いたら、その間接的に選ばれた内閣が指名しているわけです。そして、天皇陛下が認証しているんだと思います。ですから、もう間接の間接になるわけです。あと、一般の裁判官の人というのは、全く民意と関係ないわけです。あるとすれば、最高裁の判事のペケをつける仕組みです。あれだけなのです。

ですから、そういうところに民意を注入するためにも司法制度改革がやっぱり必要なんですよという話をして、その1つが裁判員制度として位置付けられるのではないのでしょうかという、政治学を勉強する人にはよくわかるんです。

それからもう1つは、ここで前に申し上げたことがあります、アメリカの民主主義を研究したフランスのトゥクヴィルが、アメリカの民主主義を支えているのは、地方自治と自由なノンガバメントの結社と、それから陪審員制度だと言っている。これが草の根で自ら治めていく実践の場になっている。嫌なことも含めて、自ら治めていくという自治の精神を涵養している。これが草の根からアメリカを支えている、デモクラシーを支えているんだという話を、書いていますけれども、まさにそうだと思います。

そのことを含めて話をすると、非常によく理解します。あとは、誤解がありまして、重大な刑事犯について断罪をする係なのだというふうに思っていますけれども、先程言われましたけれども、実はむしろ冤罪を防ぐ機能がある。有罪としてちゃんと立証できていますかということ、市民の常識に照らして確かめる役割を担っているということ、学生はこれもよく理解します。

それから、あとは裁判員制度だけが一人歩きをしているのではなくて、広い意味での司法制度改革があって、司法というものをもっと国民に近づける。国民がアクセスしやすいようにするための改革が行われている。それは、例えば裁判の迅速化や、専門性を持つための知的財産の高等裁判所の設置。地味ですけども、行政事件訴訟法なんかを改正して、できるだけ行政も、市民と対等の法的プレーヤーになるような多少の改正も行われた。あと法曹人口の拡大をしてアクセスしやすいようにすることなど、そんなことも周辺も含めて話をすると、ああなるほどねという話になるんです。

ですから、1時間半ぐらい、ちゃんと筋道を立てて事訳を論ずると、多くの人は理解し

てくれるのです。なかなかそういう機会が国民にはないので、何か不安ばかりが先に走っているという傾向があると思うのです。

ですから、今までやられているのでしょうけれども、率直に全体をできるだけわかりやすく説明していくということが、理解を深める所以ではないかなという気がするのです。私は、これを大学のとくにやるだけではなくて、よく他でもいろんなところで話す機会があるものですから、それこそ一般の市民の皆さんにも話しています。そこでも同じ手法をとっています。最初にまず聞いてみると、みんなほとんど嫌ですけど、1時間ぐらい喋ると、半分以上の人が、しょうがない、やってみざるをえないかなというようなことになるので、ある程度自分でも自信を持っているのですけれども、そういう説明の仕方とか、説明不足の問題があるのではないかなという気がしました。

(宮崎会長)

我々が一番苦手な分野ですね。

(片山委員)

なぜ素人を入れるのかというところが、やっぱり理解し難いのです。そんな小難しいことは専門家がやってくれたらいいじゃないか。私たちはとてもそんな立場とか見識とかありませんと、みんな思っているのです。なぜ入らなければいけないのかということが、この本もそうでしょうけれども、よく健全な常識とか書いていますけれど、それって分からないのです。では、今裁判は非常識なのかとか。

ですから、市民社会の責務としてやらなければいけないということは、そちら側でも言わなければいけないと思います。それを痛くありませんよ、厳しくありませんよとか、そういうところから入るものですから。

(福島副会長)

実は、裁判所のほうが、今までの裁判は良かったと。良かったのですが、市民に入っただきたいというような宣伝でずっとやってきました。3日間でほとんど終わりますよ、簡単ですよというように。市民に来てくださいというようなことなのですが、今までの裁判は本当によかったのかというと、今私たちがもう一度議論をしているところなのです。

99.9%の有罪率というのが、本当にそうだったのかというのを弁護士会としてきちんと言わなければいけないのではないかと。やはり有罪慣れた裁判官が、同じように有罪ということ判断してきたのではないかと。ですから、健全な常識の市民の皆さんに入っただきたいということをメッセージとして言わなくてはいけないのではないかと、という話を再度やっているところです。

(片山委員)

あと学生の中にはいろいろあるのですが、怖いということがあります。特にカルト教団をめぐる裁判だとか、報復のあるような倶利伽羅紋のお兄さんたちが出てくるような裁判ですとか。それらは裁判員裁判にしないことがえられるという仕組みになっていますよね。

ですからそれはそれでいいのですが、これは昨日も学生に話をしましたが、ではそれは誰が責任を持って裁判をするんですか、と問います。それは三人の裁判官しかいないでしょう。その人たちはこういった高いリスクに日々さらされているんですよ。だったら、国民もたまにはみんなでそういうリスクを共有してあげるといふこともあってはいいのではないかと、と言うと、反対していた学生も、そう言われてみれば、そうですねと言います。みんながみんなそうは言わないでしょうけれども、やはり裁判官というのは常にそういう危険を背負っているわけです。弁護士の皆さんも専門家としてそうだと思います。一般の国民は、リスクはそういう人に預けてしまって、のんきにいられますが、やはり自治の健全な姿を想定すると、そこに多少なりともリスクをシェアする覚悟がなければならないのではないかと、心ある人は、そうですねということになるんです。

(吉永委員)

最初どうしても敷居を低くしてしまい、今さら何を言うんだみたいな、そういうことになってしまいます。マスコミにも大変大きな責任があるのだと思いますが、大概何か新しいことを始めるときに、何のためにこれをするのかというのは、ほとんど伝えられず、具体的に何をするのか、それが私たちの生活にどう影響するのかとか、そういうところからどうしても入ってしまうということがあると思います。

本来は一番先に何のためにかという共通の認識を持たなければいけない部分を、みんなアンタッチャブルにしてしまった。このままこの1年を、例えばそれを共通に私たちが認識できてないと、問題を繰り返し、やっぱりやらないほうがよかったというような流れにいつてしまう恐れがあるのかなと感じています。

やはりいまだにテレビでは特にそうですが、新聞でも、模擬裁判でこういう問題があるのにどうするのかということの指摘はたくさん載ります。しかし、それをどう乗り越えていくのか、それでも我々はそこに市民が参加する意味があるのであるというような、そういうところまではこの1年前の段階でもいつていない。片山先生にあちこちに行脚してもらいたいですね。おそらくポイントがあるのだと思います。そのポイントを、みんながやっていたなかった。

(清原委員)

少し違う角度からお話をさせていただきます。この裁判員制度を含めた司法制度改革が進むということで、例えば三鷹市があります多摩地域でも、多摩パブリック法律事務所をオープンしてくださいました。かかわる弁護士の皆さんが、三鷹市を含め多摩の市長全員にお会いになったと思います。

私は、弁護士の皆さんが、今までの特定の裁判等を対象にするだけでなく、非常に社会的な位置にあるというか、まさにパブリックな存在であり、公的弁護を含めて刑事裁判における裁判員裁判という改革に向けて、どう対応していくべきかというときに、まず地域の市民により近づく弁護士の在り方というのを、パブリック法律事務所のオープンを含めてかなり発信してくださっていると思うんです。全国に違いはあるかもしれませんが、

これは私が出会い、また感じている範囲でのことですが、この弁護士の皆さんの行動といえましょうか、あるいは具体的な事業の展開ということを、本日、会長がまず最初に、2008年度の会務執行方針の最初に、「市民の期待に応え、司法改革を着実に前進させる」という、この「市民」という概念に表れていると思うのです。

これは三鷹市民という場合の「市民」ではなく、先ほど片山先生がおっしゃいましたように、やはり社会の主権者としての、国家の主権者としての「市民」というのは、政治への参加だけではなくて、もちろん行政への参加にとどまらず、司法においても主権者としてしっかりかかわっていく、その総体を「市民」と言う。かぎっこを含んだ表現にされたんだと思います。

これを相当明確に言っていただく時代が21世紀ではないかと、私は思っております。しかし、吉永委員もおっしゃったように、そのような観点ばかりではなく、現状ではどうしても刑事事件というのは、特にテレビ報道で、とりわけワイドショー的な扱いが大きくされています。事件そのものについては、必要な範囲を超えて、かなりつまびらかに映像を含めて、国民・市民に、一部の事件とはいえ知らしめられていますが、裁判の過程については、ごく限られた事件だけが情報共有されるだけです。おそらくこれはプラスマイナス両面あって、プラス面では、かなり市民の皆さんの中にもこのところでは、この裁判なら自分がもし裁判員、あるいは裁く側だったらどうだろうと考える機会も与えられているのだと思います。それをより明確な責任を持って取り組むときには、やはり弁護士の皆さんはもちろんのこと、特に裁判官のコーディネーター能力というか、引き出す力というか、コミュニケーション能力というものが問われていくことになるでしょう。それを高めていくためにも、日弁連の皆さまが弁護士として大いにこの方針に基づいて、改革を発信していただくことによって、この力のバランス関係というのが必ずや高まるはずであるということが1つあります。

2つ目は、実は前にもお話ししたのですが、新体制になってからは初めてお話をさせていただきますが、三鷹市の場合も例えば情報公開の審議会や個人情報保護委員会など、また公平委員さんとか、オンブズマンであるとか、固定資産評価審査会であるとか、法律相談を含めて、弁護士の方には審議会等の委員をしていただいたり、ある場合には、座長といった役もお引き受けいただいたりしております。

そういう中で、実は弁護士の皆さんは、市民の皆さんと出会いながら、裁判官の方以上に、きっとコーディネートするような機会を裁判以外の場でお持ちなのだろうと思います。私たちはそれを信頼してお願いしている部分もありますし、中立性をかなり感謝しつつ、会の進行などをお願いしてきた経過があります。しかし残念ながら、裁判官や検事の皆さんというのは、そういう機会があんまりないはずですよ。審議会の委員になったというケースというのは聞いたことはないですし、私が初めて同席したのは、司法制度改革推進本部の裁判員制度・刑事の検討会と公的弁護の検討会で、検察の方と地方裁判所の所長さんがいらして、初めて司法の官の方と言いますか、そういう方と審議会でご一緒しました。



ですから、弁護士の皆さんの方がこういう機会は多々あるだろうと推測されるのです。

したがって、市民の声を引き出す、そういう働きも、弁護士の皆様には相対的にあるのではないかなと思います。

最後に、私は検討会のときには、私たち国民・市民が新たな制度、とりわけ今までなかなか縁が薄かった司法制度改革の中に裁判員としてかかわるには、相当数認識が浸透するまでに時間がかかるので、時間的猶予をいただきたいということ。それから、もし実際に実施された後も、必ず検証しながら、国民・市民がそれをいい制度としていけるように、改善・改正をしていただきたいというふうに言ってまいりました。そんなふうに言ってきましたが、すでにあと1年しかないなと思うと、何か短い気もするのですが、しかし、私はやはり、今後ある時期に、きちんと検証するという担保の中で改善をしていくことも、常に言い続けていかなければいけないと思っています。そのときに、予想される懸念というのがあったとしたら、それは模擬裁判を通して、あるいはアンケートを通して、あるいは片山先生のように、学生あるいは一般に講演をされたときに、往々にして集約されるような懸念というようなものについては、できれば前倒しで、日弁連のほうで整理をされて、また、この市民会議等でもご意見を申し上げながら、「予防的措置」と言うのでしょうか、そういうことをできたらいいなと思います。そのときに、この市民会議は市民という名前が付いていますから、ぜひ国民・市民の本当にいい意味での「素人の立場」で予防的措置を提案したら、より一層いいなと考えました。以上です。

(フット委員)

裁判員制度関係で、制度化されれば市民はきちんと参加してくれるだろうし、責任を持って参加するだろうと思ってきました。また、裁判所内、あるいは法務省内では、ずいぶん前から準備をしているので、何とかなるだろうと思いましたが、特に心配していたのは、弁護士、弁護人のほうです。非常に忙しいですし、裁判員制度に向けての研修は十分できるだろうかというのが、大変気になっていました。けれども、先ほどの福島副会長の話で、積極的に研修、または地方で研修を行ってきたということを知って、その点でだいぶ安心しました。しかし同時に、これまで気付いていなかった大問題、今は国選弁護人の報酬の問題だと思いますが、具体的にどのぐらいの報酬で、こういった裁判員裁判を担当する場合は、いくらぐらいになるのでしょうか。また、特にそれに伴ってといいますか、被疑者国選弁護がさらに10万件程度のものとなりますと、まさに報酬が非常に大きな問題になると思いますが、その被疑者の国選弁護人に対する報酬も、具体的にどのようなものになっているのでしょうか。

(福島副会長)

私が一昨年国選弁護人になったときには、これは被告人の国選弁護ですけれども、簡裁事件で6万6,000円でした。ですから、最初から準備して、何回も面会に行き、判決が終わって、また被告人に最後面会に行きというのをずっとやって、2、3か月かかり6万6,000円。それを立て続けに6万6,000円で2回やりました。実は弁護士会の仕事をし

ていなければ、普通だったらもう辞めると言いたいところです。統計では、おそらく地裁事件で8万円くらい。以前は8万7,000円くらいだったのが、先ほど言いましたけれども、法テラスのほうに予算が変わったときに、比較的簡単な事件が1万円以上下がり、高裁の事件10万円が7万くらいということになりました。

それが今ポディブローみたいに、例えば30年くらいをかけて7万円が10万円になったものが、一度に30年前に戻ってしまった。裁判員裁判の事件では、公判前整理手続や連日開廷ということで、また新しい報酬体系というようなことも思うのですけれども。今までの報酬でいくと、なかなか上がらないですし、しかもこの間、裁判員裁判をやっているときには他の事件ができないということもあります。そこで、例えば10万円とか、いまの報酬基準で計算すると、13万円とか15万円とかそんなものが頻繁に出てくるのではないかと考えています。事件によっては、さらに多く出てくるだろうと思うわけです。今までのやり方でやると、全国の弁護士がそっぽを向いてしまうので、今一番頭が痛いところです。

(宮崎会長)

少しフォローさせていただくと、法テラスが始まるときに、予算として枠は一緒だったのです。ただ、難しい事件はより高くしないといけないということでした。今までほぼ一律でしたので、労力に応じた報酬体系にしよう。ですから、手間の掛からないやつは2割くらい下げよう。手間の掛かるものは、例えばオウム事件だとかそういうものは大変だから上げよう、こういうことでスタートしました。ところが、法務省の計算方式での難しい事件が少なかったというのか、そのようなことで結果的に予算を余らせてしまった。そこで、法テラスに反対されていた方は、だまされているだけの執行部ではないのかということで、選挙でも苦労したと、こういう因果関係になるわけです。

それで、ただ、やはり採算に合わないのです。例えば法テラスがスタッフ弁護士の事務所を作ります。我々は扶助と国選対応態勢が弱いから、この町に事務所を作ってくださいと言うと、法テラスの答えは、いや、扶助と国選だけやる事務所は作りたくない。赤字になるからと、こうなるのです。ですから、そういうような報酬体系で現在も運営されている。法テラスは国の機関なのに赤字だからと事務所を出さず、一般開業弁護士にさせるとは何事だということで、そういった怒りもはあります。今国選弁護報酬の増額がなければ刑事弁護というものの態勢が非常に弱くなっていくし、そっぽを向いている会員も増えつつあるし、裁判員裁判もそこあたりが、やる気だけでは難しい状況があるので、我々としては非常に苦心しているところであります。

(宮本委員)

国選弁護人は、ぜひ裁判員裁判では優秀な人はなって欲しいです。相手は証拠を出してきて、その証拠に対して弁護人がいろいろ反対論を張るのですが、それを私たち裁判員が聞いて、立証ができていないか、できていないかというのは、やはり弁護人に良く調べていただく。その為にも、ぜひこの国選弁護料の引き上げはやっていただかないと。

(吉永委員)

この弁護の費用の話ですけれども、下がってしまうということで、余ってしまったということですね。配分としては、今までは一律に。

(宮崎会長)

ほぼ一律に。

(吉永委員)

ほぼ一律なのですね。そしてその中で、なぜこのようになっていったかという説明を聞くと、結局1回も接見に行かなかった人など、そういう人が結構いたわけですね。片方は一生懸命何回も何回も接見した。その人たちが同じ金額ではおかしいだろうと。やはりそれは計算をきちんとして、何回行ったらいくらとか、そのように報酬を細かく決めたいわけですね。

その結果、それに則ると、早い話が減っちゃったということですね。ということは、仕事の量が、予算が減らされたのではなくて、予算に満ちるだけの仕事量が確保できなかった、実際しなかったということになるというふうに、市民は理解をしてしまうわけです。

(福島副会長)

報酬の金額も、裁判のやり方が変わってきまして、今までは3回、4回というような裁判でしたが、それがほとんど1回とか2回で終わってしまいます。大体全体の7割、8割ぐらいが国選事件で、これは誤解のないように話をしておきますけれども、日本の弁護士のほとんどが、今までに国選事件をやっています。ですから、質の悪い弁護士が国選事件をやっている、そうでない弁護士はということではありません。ほとんど全員が国選事件をやってきましたが、それは今までは他の事件があるからボランティアでもしょうがないなど、安くてもしょうがないということでした。しかし、今度徐々に集中的になっていって、迅速化ということになりますので、本当に集中的にやらなければならない。

そうなることで、今まで3回とか4回での報酬体系ができていたのが、1回で全部終わったり、2回で終わったりする。そうすると、それまでの準備がものすごく集中的になるのですが加算されていないんです。

(吉永委員)

でしたら計算の方法を、接見の回数とかそういうことではなく、違う形の工夫をすればいいことですね。

(宮崎会長)

そうやり変えないといけません。

(吉永委員)

そうですね。そのほうが理解を得やすいのではないかなと思います。

(宮崎会長)

今、それを一生懸命やっているんです。

(福島副会長)

一生懸命やっているのですが、もともと予算がなかなかつきにくい不採算部門ということで。

(宮崎会長)

公判回数というのは、誰が見ても客観的な回数です。ところが、今まで公判回数で、公判のときだけに弁護活動をするというさみだれ方式でやってきたんです。ところが、公判は少なくして、準備に時間を集中しようという方式に今切り替わりつつあるんです。ところが、準備というのは外から見えません。裁判所に行っている議論をしてもあまり外からは見えない。今まで法廷でやっていたことが外からあまり見えない形になっているので、今までどおりの算定方式だと、同じ仕事をしていてもどんと減ってしまうことになる。

それともう1つは、おそらく法務省が、もっと公判回数が増えるという想定をしていたのですが、単純にこれは想定ミスであったという部分と合わさって、かなりの部分が余っている。

今我々は、合理的な、今現在の事件や処理方法に合った体系に見直すべきだと、こういう具合に要求をしているわけなのです。

(吉永委員)

それはわかります。ただ、なぜこのような計算の形になったのかといたら、その中に自らの問題点もあるんだということを理解をしていかないと、また旧に戻してもしょうがないというふうに思うのです。やはりそういう流れがあったことは確かなんです。現実には一生懸命やる弁護士さんと、そうではない、国選だからもう適当にやっている方もいらっしゃるってわけです。そのことに関しては、やっぱりそれは不公平ではないかというところから、このような計算の方法が生まれたのではないのでしょうか。今度はそこに、また裁判のやり方、集中的にやるという、もう1つ流れが加わったので、それを踏まえた上でまたさらにという形に、それは見える形でこれを進めていただきたい。そうしないと何かまた低くなったものを高く戻せみたい、そういう議論になってしまい、国選の報酬というきちんとした我々の理解が、まだちょっとお金の取り合戦みたいに印象づけられるのはいたしかないかなというふうに思います。

(中川議長)

時間もあるので、裁判員のことに少し話を戻したいと思います。私も1つだけあるのですが、先程片山先生がおっしゃった意義論です。これは確かに一番問題でして、国民が理解できない、何でそんなことが必要なのか。もともとプロがやる仕事に、国民が何でそこに参加するのかという説明がうまくいっていないと思います。

これは、私はいくら考えても、最後までうまくいかないのではないかと思います。理屈はいくらでも重ねられますけれども、本当にそうだなという腑に落ちる説明というのはないと思います。

それはなぜかということ、盛り上がってきた議論で制度ができたからではないからです。みんながこういうものが必要だから作ってくれということではなく、ある種の理念を先に

持ってきて、その理念に基づいて作った議論だから、そうなっているのだと思うのです。それが、悪いと言っているのではないんです。説明がしにくい理由は、そういうことなんです。

しからば何が必要かということになりますと、結局やってみた結果、あれはいいねという議論が出てくるのが一番良いのです。何だかよくわからなかったけれども、実際あれはなかなかいいよねということ、参加した人たちが口づてにずっと広がっていくということが一番いいんだと思います。

そうだとしますと、先ほどから出てきている色々な議論の中で、弁護士会としてやるべきこと、法務省がやるべきこと、検察がやるべきこと、裁判所がやること、それぞれあると思いますが、それぞれの努力がやっぱり1つにまとまらないというところに問題があるような気がします。皆さんがそれぞれやっているんだけど、何となく1つになっていない。

この会務執行方針で会長のお書きになっている4ページに、協議会を設けるとあります。弁護士会だけでなく、最高裁、法務省、関係省庁、諸団体との協議会を作ると。私は、これは是非やっていただきたいと思っています。これを強力に進めていただきたい。これは昔から言っております。この法曹三者というと、何か犬猿の仲で、もう顔を見るのも嫌だというような雰囲気がありますよね。あれは絶対おかしいと思うんです。ヘゲモニーと言いますか、そういうのはもうちょっとどけて、市民のためにあるということ、その切り口で、心を開いて、三者、四者協議をしていただきたい。そこには、こういう市民の皆さんも参加させて、大きな協議会、話し合いのできる団体にして欲しい。そのイニシアチブを日弁連がとっていただきたいと思います。

これは、裁判員制度だけではなく、ほかの諸制度についても必要なことでありまして、日本全体の法曹界が1つになってやっていく。これがすべての司法改革を成功させる原点なのではないかと思います。あまりにも不自然です。市民の側から見ますと、どうしてあの人たちが、賢い、エリートの人たちが、何でしようもないことで、と言いますと語弊がありますが、そういうことで張り合うんだらうかと、そういう気がしてならないわけです。だから、そういう時代でももうない。会長がおっしゃったように、やはり協力をしていい司法制度を作るという方向を、ぜひそういう流れを作っていたいただきたいというのが、私の希望でございます。

(井手副議長)

ほとんど関連する内容なので続けさせていただきます。私も、今の状況というのは、何となく法曹三者がもちろん協力しているようには見えるのですが、実の本音のところはそうではなくて、やはりこの制度を作り上げるときの対立が、ちょっと隠れたような形で尾を引いていると思うんです。

と言いますのも、裁判所も検察庁も、本音のベースで言うと、今までの裁判制度は良かったし、多少改めるところがあるにしても、根本的に変えるところはなかったと思ってい

ます。弁護士の側からすれば、当然陪審型を目指していたわけで、多くの方が、陪審型にならないにしても、より裁判官の関与を少なくするような形での制度設計を目指されていたと思います。

ところが、妥協の産物で今の裁判員制度というのはできあがった。裁判官はちゃんと3人いるし、市民も陪審ほどではないにしろ、多数入った。おそらく裁判所や法務省が考えているのは、これから1年後に始まったときに、この裁判というのは、おそらく限りなく従来型の裁判結果に近づくような形で制度を運営したいと思っていると思うのです。例えば事実認定の在り方にしてもそうでしょうし、量刑の判断にしても、できるだけここで受けても、大きなばらつきがない。最高裁の判例は、最高裁の考え方も含めて理解してもらえようというふうに考えていると思うのです。

ですが、弁護側としては、やっぱりこれを機に、今までの刑事裁判の問題点を何とか正していきたい。そこに、私には陣取り合戦のようなものが見えるんです。ですから、皆さんが裁判員の制度の意義を言いつつも、その理念のところの意義を強調しつつも、少し離れると懸念とか、相手の言っていることに対する批判とかというところが、非常によくわかりやすい形で出てくるものではないでしょうか。

このままスタートしていくと、もともとマスコミ自体非常に欠点をあげつらうのは得意ですから、問題点が起きるところをワーストとは取り上げて、こんなに問題が起きてどうするんだというふうなことが出てくるような気がするのです。

ですから、今議長がおっしゃったように、それぞれの立場立場で裁判員制度を考えていっては、たぶん絶対その立場立場の考え方から脱せられないと思います。ですから、大きな枠組み、そういった内容をつくってやらないと、それにマスコミが入るのはいいかどうかわかりませんが、いずれ何か市民からとってみれば、結局また法曹三者の喧嘩が持ち込まれて、制度に対する信頼感がなくなってしまう。そういうような懸念すら、私は思っています。

(宮崎会長)

おっしゃる懸念はあるかもしれません。昨日も、ある新聞社での座談会がありましたけれども、この裁判員裁判の意義は何かということから激しく対立をしました。我々は、今までの裁判は良くなかったと。自白をするまで身体拘束を続ける人質裁判にしても官僚組織の裁判官や検察官が、端的に言えば、お互いにつるんでやっているからだとしりあげ、裁判員裁判官には、先ほどおっしゃったように、行司役に撤しさせるべきだと。こういう具合に言いましたけれども、検察は、今の捜査ならびに公判は、世界に冠たる日本の検察だと、こういうことを言い、裁判所は非常に正当な裁判をしてきたけれども、時々間違っていることもある。検察は、単に世界の流れだからと、こういうことを言う。確かに対立構造はあります。

ですから、井手さんの勧告を受けて、要請の段階ではもっとこの制度を共同で進めていくような雰囲気をもっとつくっていかなければならないと、こう思っているわけです。

ただ、それは大変難しく、会内で見ますと、なぜこの裁判員裁判をやるのかというところを、我々はきちんと申し上げて、会員に納得してもらい、そしてその上で、みんながよしやろうと、こういう気持ちになっていただかなければならない。こういう側面と、やはり市民に対しては、井手さんがおっしゃるように、みんな一致団結をして頑張るんだ。こういう、やはり今より良い裁判になるんだ、あるいは日本のそういう民主化のためには、こういう制度が必要なんだということを PR していかなければならない立場だと。今のことはなかなか難しい。

(井手副議長)

妥協の産物ではありますが、個々の制度面で見ると、うまく運用していけば、よましな裁判になっていく、可能性を含めた制度だと思っています。そのところをもっと三者で意識を共有し、それぞれがそこを強調して行って、お互いの揚げ足取りはやめていけば、メリットばかりの制度というのは絶対ないわけですから、デメリットはあるけれども、やっぱりこのメリットのほうを伸ばせば、必ずこの刑事裁判はよくなるよというところで、最低限の合意をされて、あと残り1年頑張っていただきたいと思います。

(宮崎会長)

裁判員裁判というのは、いろいろな政治的な動きはあろうかと思っています。今死刑の評決をどうするかというのは、この問題でさまざまな問題が出てくるとは思いますけれども、我々はもちろん前向きに三者で一致して、協力して進めていきたいと思っています。

(中川議長)

それでは、ちょっと時間がありますので、片山さん、最後にどうぞ。

(片山委員)

いろいろなメリットがあるのですが、私から見ると、国民のための司法であるにもかかわらず、実は三権の中で一番国民から縁遠いのです。これはおそらく国民には分からなくてもいいという前提があるからだと思います。特に刑事の分野につきましては。刑事事件に巻き込まれるのは一部の人だから、一般の人はそんなに知らなくていいんだという前提なのだろうと思います。ですから、これまで司法は国民に対して説明責任を果たそうというところは、ほとんどなかった。これは裁判所もそうだし、検事もそうです。

したがって、刑事手続にしても、刑法にしても、用語なんか非常に特殊な用語です。これはやはり直さなければいけないと思います。そうすると、今回素人が入ることによって、その素人に説明をして納得してもらいつつ、評議、評決をするわけですから、相当変わらざるを得ない。ここに私はすごく大きな期待を持っています。

ところが現状は、国民はほとんど司法に対して無知です。もう大学生でもそうです。例えば民事と刑事の区別がついている人は、必ずしもそんな多くないです。あなた、市民ですよ。だから市民が参加するんですよと言われて、市民がほとんど法的リテラシーがないという現状です。これはインテリにおいてもそうです。

そこで私は、今回素人が刑事裁判に参加するというところで、同時に国民の司法教育をも

っとやらなければいけないと思っています。しかもそれは司法制度はこうなっていますという機構論や制度論だけではなく、自分が一人の法的プレーヤーとして参画する、巻き込まれる、そういうときにどのように司法を利用するとか、そういった実践論も含めた司法教育をもう少しやらなければいけないことを痛感するんです。

ですから、この裁判員制度を啓発するときに、同時に司法教育をもやるということと一緒に進めていただければいいなと思っています。もちろんやられているんですよね。裁判所などでも結構色々わかりやすいテキストを作られたりしている人もいらしてやられているんですけど、結構断片的なものですから、もうちょっと体系的にやらなければいけないなということを痛感します。

(中川議長)

ありがとうございます。これは議論が尽きないですね。また、追々と言いますか、折々やっていきたいと思います。それでは次の議題であります法曹人口の問題についてであります。これにつきましても、皆さま、ご意見をお願いいたします。

(フット委員)

司法アクセス学会でも話しましたし、この前の『法律時報』に載りましたが、そこに書きましたように、私は3,000人でも足りないと思っております。しかも、シミュレーションを見ますと、すべてのシミュレーションは、3,000人か、あるいは3,000人以下でされていますが、せめてシミュレーションを行う際に5,000人というシミュレーションもしていただきたいと思います。私としましては、『法律時報』にも書きましたが、こういう見直しに関して絶対反対でありますし、何となく出てきました議論では質が落ちるといふか、そういった話はよく出てきますが、その根拠は全く見えておりません。ただ何となく人数が増えたから、当然に質が落ちたというような話になっているのではないかと思います。まず質の低下に関してはかなり疑問もありますが、何よりも重要なのが国民の利益であり、国民の利益は潜在的な需要は相当あるように私は思っています。それを証明するのはなかなか難しいものですが、今の需要は既にこれまでの人数で決まってきたものであります。1年目、あるいは2年目で1,500人から一度に2,400人になったわけですから、これは当然に、これまでの需要は今までの1,500人体制でだいぶ決まっているように思えますが、しばらく2,400人、あるいは3,000人体制になれば、自然に需要も増えてくると思いますし、また就職先も当然に増えていくと思います。しばらくの間は、確かに過渡期において苦労する修了生はいるだろうと思いますが、おそらく修了生、あるいは法科大学院の学生の意見を聞けば、就職は苦労するかもしれませんが、それに比べれば3,000人体制をきちんと維持していただきたいという意見が圧倒的に多いと思います。何よりもここで重要なのは、国民の利益であるとは思いますが、私から見て3,000人、あるいは5,000人というのは、長期的に見て、むしろ国民の利益になると思っております。ですから、こういった見直し論について反対でもあり、また、さまざまな理由で懸念しております。

(吉永委員)



この間、読売新聞に、弁護士の過疎地をヤミ金が狙っているというのが出ていました。片方に過疎地があり、片方では余っているという、なかなか難しい状況です。私たちの頭の中では、それがずっと一致しないわけです。足りないところがあるのに、そこに人数を配置できないという偏在の問題だというふうに思うんです。

それともう一つは、例えば仕事に就けない人が増えてくるとおっしゃられましたが、この法曹人口を増やすというときに、今までのように予定調和的に全部が保たれてしまっているということでは、逆に弁護士の質が低下するのではないのでしょうか。むしろそこに淘汰されるべきものは淘汰されることによって質を保つというような、そういう考え方も、この法曹人口を増やす中にあったかと思います。

やはり本当にそういう意味で、逆にこのことで競争が起こるなり、厳しい状況に置かれることで質が上がっていけば、そのことによって逆に市民と弁護士さんとの関係性も広まっていく。そういう流れを作るために法曹人口を増やすという方向があったのではないかなと思うんですが、今のお話を聞いて、やっぱり何となくうまくバランスを取った人間の中で、穏やかに仕事があるように、ちょっとそういう流れを感じました。

(村山副会長)

率直に今の状況でも、かなり競争は激しくなっています。私どもも競争がなくて平穩にというようなことを決して考えているわけではなく、そういう意味で、一定の競争があることにより、市民にどんなサービスをしなければいけないのかという弁護士の側からもっと市民にアクセスしようという原動力にもなります。例えば地方に行くというのも、やはり東京ではもうこんなことになっているから、では地方へ行こうという1つの原動力になりますので、そういう面は確かにあります。

しかしそれでもなお、東京へ集まるという傾向があります。就職難ではありますが、こちらがもっと地方へ行ってくれと言っても、東京へ、東京へということで、例えば私は京都ですけども、京都で修習している人も、もう毎週のように東京へ帰って、東京の事務所探しをしています。修習ができないぐらい。実務修習に支障が出るぐらい。何でそこまでして東京へ行きたいのかと聞くのですが、やっぱり今の日本の経済全体を含めて、かなり東京集中が進んでいるというのがあります。僕らが地方へ、おまえはここへ行け、ここへ行けと全部配置できる力があれば、もう少しで解消できるのですが、やはりそれが難しいところです。

もう一つは、地方の力がさらに弱くなり、今のヤミ金の話がありますけど、今からうじて地方で仕事ができているのは過払い金の事件等で、地方へ事務所を作っても何とかやれるからです。しかし、この過払い金がなくなったら、地方で事務所を展開している人はどうなるのだろうかということを、残念ながら深刻に考えざるをえないという状況も、地方ではあります。

現にひまわりなどで行った人でも、事件が減り、収入も減ってきています。過払い金があればこれ以上なくなったら、ちょっとやっていけないというようなエリアも、現実の問題とし

て出てくるなど、なかなか地方へ弁護士が行ってもらうには、やはりもう少し別の手当が必要なのではないかというふうな思いも、もう一方でございます。

それから、今の全体的な東京志向というか、大都市志向は、これはなかなか我々の力で押しとどめられない1つの経済法則というか、力ですので、ある意味法曹人口が増えるほど、その傾向が強くなっているような気もいたします。なかなか調和的にというのは難しい。

逆に大都市に行きたい、行きたいということであぶれ出して、大都市で即独ということ一人でやる人たちがたくさん出てというようなことになってきた場合に、ではそういう人たちが一体どうなってしまうのだろうとも思います。大都会でやれないから、地方へ行くかということ、なかなかそうはならない。それに実は、あぶれた人に地方へ行ってほしくないという気持ちもあります。都会で使いものにならない人に地方へ行ってもらったら、地方の人たちは迷惑をします。できるだけ力のある人に地方へ行って欲しいという、そういう思いもあったりしますので、その辺のところは非常に難しいところであります。

私どもも、先程言いましたように、パーフェクトな調和的なことを望んでいるのではもちろんなく、一定の競争があり、いろいろなことがあった上で、しかしながら過剰な競争になると、いろいろな意味でひずみが出てくるのではないかということ、逆に懸念をしているということでもあります。司法制度改革審議会と規制改革会議と、実は2つの流れがございまして、司法制度改革は基盤整備をさらにしたり、それからこういう形で法的なニーズを満たしたり、それから法曹養成の制度のもっと整備したり、いろいろなことをして、きちんとした質を確保して、そして社会のニーズにふさわしい配置ができるようしようというのが、司法制度改革新議会のほうの意見であります。規制改革会議はどちらかというと、ご指摘のあったような、競争すればよくなるんじゃないかというニュアンスが強まりました。

私どもが、単純に競争だけで質が上がるというふうにはなかなか思えないという部分が、肌身で感じてございます。やはりそれなりの調和がある中での増員の仕方が重要ではないかというのが、率直な思いです。

(宮本委員)

いいですか。1つ具体的な事例を紹介したいと思います。先日、夜に電話が掛かってきて、それはシンドラーのエレベーターで息子さんがお亡くなりになったお母さんからでした。今、国土交通省もどこも、原因究明も何もしていない、何のアプローチもない。シンドラーのところに原因究明を言えば、スイスまで来れば説明するという話だったそうです。お母さんはものすごく怒っていらっしゃいました。今そのお母さんが署名運動をいらっしゃるそうです。それで、私も協力してくれというふうにおっしゃるのですが、もう時効が間近に迫っているわけです。その人は、一応知人の弁護士には相談していたそうです。私はどうして民事訴訟しないんだ、損害賠償訴訟しないんだ、PL 訴訟しないんだと言って、専門の弁護士を紹介しました。でもやっぱり、もうその人も時効が間近に迫

っているのに、最初に相談した弁護士が何のそういうサジェスションもなかったということです。東京ですらそうなんですね。弁護士さんたちの PR というか、何と云うのでしょうか。やっぱり自分の専門のことには、皆さん積極的かもしれませんが、ちょっと専門外であると、あまり積極的でないんじゃないかという気がして、弁護士さんのほうにも問題があるのではないかと思います。

日本の社会というのは、訴訟嫌いと言われてはいますが、そうではないというのは、ダニエル・フットさんがおっしゃっていますし、やっぱりそれはやり方、皆さんのアプローチの仕方、それから幅の広い活動にあるんじゃないかという気がします。いろいろありますけれども、やはり弁護士さんたちの努力は、これから必要じゃないかというふうに思っております。

( 菰田事務次長 )

シンドラのそのお母さんは、多分日弁連の消費者委員会のほうでも接触しています。

( 宮本委員 )

最近、紹介いたしました。

( 菰田事務次長 )

そうですね。本日夕方からある製品の安全のシンポジウムで、もしかしたらいらっしゃるかなというような感じで、今いろいろと関係はあると思います。

( 宮崎会長 )

それは、しばらく前から聞いていましたよね。

( 菰田事務次長 )

しばらく前から。

( 宮崎会長 )

ごく最近ではなくて。

( 菰田事務次長 )

そういう話が、日弁連の運動としては、消費者庁の問題とも結び付いてくるのではないかと思います。

( 井手副議長 )

私はこの人口問題につきまして、基本的に宮崎会長の方針というのは支持するのですが、それは条件があります。今の枠組みを維持するままであれば、これは駄目だと思っているのです。弁護士の世界というのは、当然ながらそれぞれの資格者の集まりですから、いまだかつて強制配置というのは全くされたことがない世界です。医者の世界では最近それが崩れてきまして、偏在問題が出て大変なことになってきている。それまでは、大学の医局が強制配置をして、それでバランスを保っていました。それが今崩れてきているわけです。

民間企業、あるいは公務員の世界で言うと、地方に配置されるということはあるわけです。それは裁判官であれ、検察官であれ、地方への勤務なしに、最終的に東京とか大阪とか、大都会ですと勤務し続けることはないわけです。

私は前から弁護士にもそういう強制ではないにしろ、少なくとも地方に行くことに対してインセンティブになるような仕組みを作らなければ駄目ではないかと思っています。例えば、こうやって今日ここにいらしている皆さんは、日弁連なり、各単位会の会長なりということですが、役員になれる方は、必ず何年間かの地方勤務をなさると。その義務づけが駄目であれば、少なくともそれがないとちょっと票数を何割減とかいうことにして、会長になれない。500票減など。

それは冗談ですけども、いずれにしても、そういった仕組みを考える時間を作るために、今の3,000人の目標のペースを遅らせるというのは、私はありだと思っています。ただ、全く今の状況を前提として、単に数字だけを見直していくというのは、これはもともとの司法制度改革の理念を踏みにじることになるのではないかと懸念しております。

(福島副会長)

先ほど言いました経済的支援策が、その一環になります。日弁連の予算というのは大体50億円ぐらいですけども、その中の10億円を使ってやろうということです。それで、私は福岡ですけども、九州に配置しようということで、そこは今始まったばかりですけど、非常に楽しみにしています。

(庭山副会長)

吉永さんがおっしゃられたように、今まで弁護士が少しぬるま湯にいた。そのことによるマイナスを国民がみんな感じ始めている。我々もそう思っているし、私なんか、例えば土曜、日曜日に開く事務所をオープンするような、私が若ければそういう事務所を開きたいと思う。そういうことをやろうとしない若い人たちに対しては、すごく歯がゆく感じています。そういう意味では、もっともっと弁護士が緊張感を持って仕事をしなければいけないと思います。

しかしそれと、3,000人がいいかどうかはまた別の問題なのです。ですから、今日フット先生を私が説得できるとは思っていませんが、2つの点だけ、これからご検討いただきたいと思っています。

1つは、隣接仕業の方の存在です。例えば、税理士さんは今7万人おられます。税理士のマーケットは、ちょうど弁護士のマーケットの倍あります。1兆円あります。フランスには税理士という仕事はないんですね。それから、140万円以下の簡易裁判所で簡単な事件をおやりになる資格を、司法書士さんの一部の試験を受かった方に与えています。これはもう始めて1万人を超えております。そういう方々が、日本の法的な場で相当な部分活動していらっしゃいます。ですから、そういう問題がこれから法曹人口全体の問題を考えるときに、どう打ち出してくるかということが、重要な問題であるということを申し上げたいということが1つございます。

それから法科大学院については、フット先生も論文で少し触れられておりますけれども、私が非常に心配しているのは、法学部のための法科大学院になりつつあるのではないかということです。もともと司法改革では、法律を勉強していない別の学部の方もたくさん入

ってもらい、優秀な人材を確保しようという大きな目標があったはずですが。しかし、法学部1学年5万人の中から500人、1,000人採っていた人から、それを単に3,000人にするだけでは、それは実質として水増しになるは当たり前の話です。実は、母集団を10万人にすれば3,000人でいいかもしれない。ところが、だんだん法学部以外の人が法科大学院に来なくなりつつある。これをどういう形で長期的にもう1回軌道修復するのかと。この点も併せて、その3,000人、あるいは5万人という考え方の妥当性を、私は気にしております。ぜひこれからも機会があれば、フット先生とご検討の機会を与えていただきたいと思います。

(フット委員)

まず1点目についてですが、資料18では、確かに認定司法書士を加えた場合と、弁理士、税理士などを加えた場合などというものがあります。フランスに税理士がいるかどうかは分かりませんが、アメリカの場合ですと、確かにタックス・アカウンタントという会計士は100万人以上おりますし、少なくともそのうちの何十万人がタックスを専門にしています。そうしますと、日本の統計に税理士の数を加えるのならば、他の国で同じような仕事をしている人もやはり加えなければならないと思います。

また、司法書士に関しても、アメリカですと、パラリーガルの中には似たような仕事をしている者も大勢います。ですから、それぞれの国の比較で、こういうものがあるのであれば、比較をする場合には、他の国もちゃんと似たような職業を加えるかどうかということも検討していただきたいと思います。

2点目は、まさにロースクールの問題では私も同じ心配をしていますが、これはむしろ司法試験の狭き門の影響が非常に強くなっているのだと思います。純粹の未修者は何となく司法試験には不利であるというイメージになっているからこそ、ますます未修者が集まらなくなるというのは、それは大変大きな問題だと思っています。こうしますと、せっかく3,000人になるはずだったところを、さらに遅らせて、あるいは2,000人だけにしてしまいますと、ますますそういう傾向が強くなり、結局は既修者でなければいけないというような制度になっていくのではないのでしょうか。むしろ法科大学院の今後の法曹養成のことを考えますと、その観点からも3,000人の維持というのが重要だと、私は思っています。

(中川議長)

少しよろしいでしょうか。最も厳しいことを申し上げることになると思いますが、私はこういう議論を聞いていますと、1ついつも感じることは、弁護士さんには、バッチをもらえば仕事があるべきだという前提が、何か皆さんの頭の中にあるのではないか。ですから、偉い司法試験というものを苦勞して頑張って何年もかけて、そしてパスしてバッチをもらった。だから、当然それに見合う仕事というものがあって、弁護士になれば、何かそこに仕事があるべきだと、こういう感覚があるように思います。ですが、この世の中にそういう仕事はありません。それは、自然の摂理に反するというか、経済現象に反することでありまして、何か資格があれば当然仕事があるという職業はないと思うんです。

そこのスタート時点がちょっと違っているのではないかと感じます。これは何でそういう話になるかと言いますと、私は長い間、企業法務の関係をやっておりまして、宮崎先生にもずいぶんお世話になりました。消費者の立場でたくさんの弁護士さんと接する中でそのように思ったんです。と言いますのも、やはり同じバッチでも、人によって全然違うわけです。能力も違いますし、経験も違います。だけど、弁護士さんの側から見ると、バッチの価値は一緒だと思っておられるんじゃないかという気がしてならないのです。

そのことが、現在の企業法務との関係でも表れているように思います。法科大学院も卒業生を積極的に受け入れようという雰囲気はないですね。それはなぜかと言いますと、結局はバッチに価値を認めていないからなんです。そうではなく、本当に優秀な人ならば、いくらでも採用しますよと。けれども、それはバッチを評価するのではなくて、その人の能力で評価しますというスタンスです。

我々はちゃんと資格を持っていますよと。何で採用しないんだというところで、ここがちょっと食い違っているところでもあります。こんな率直なことを企業はあまり言いませんけれども、企業側にそんなことを言われても、中で優秀な人は大勢いますし、いくらでも育てられる。バッチ程度のことはいくらでもできるよねと、こういうふうに思っているのです。

ですから、これが3,000人とどうつながるかというのは、私もよく分からないのですが、やっぱり最初に仕事ありきという考え方はちょっとおかしい。ここのところは少しどけて考えていただかないと、具合が悪いと思います。

そうだとすると、先程井手さんが言われたように、いくらでもいいやというような考え方もなりますし、そうかといってあまり増やすと、質の問題もこれは当然出てきます。質の問題が出てくるけれども、吉永さんが言われるように、それは競争関係によって質の向上ということもあり得る話だということもあります。ですから、そういうもうちょっと幅の広い議論と言いますか、総合的にみんなが納得できる議論をしていただきたいと思います。今のままではどうしても弁護士サイドから見たご説明になっていますから、そこがちょっと気になるところです。消費者サイドからのそういう見方も取り入れた上で、何人ぐらいかという議論ならばわかるような気がいたします。

(井手副議長)

私もそういった採用関係に最近携わることが多くあります。今中川先生がおっしゃったように、資格者を採用した場合に、資格者が当然自分は企業法務の関係をやれるもんだと思って来られると、正直言って適性がない場合もありますし、もっと言いますと、使えない場合だってあります。しかし、本人はそう思っているから、他の仕事はしないとかが言われたり、そういうような意識で来られると、非常に困ります。であるならば、今までやってきょうに、普通に入った人の中から優秀な人をピックアップすればいいと思ってしまふんです。

ですから、まさに資格があるから、こういう仕事ができるというような意識を多くの方

が持っていらっしやるとしたら、そこを改めないと、おそらくこの企業における法曹資格者の職域が広がらないと思います。優秀な人、できる人が、企業側から見れば、法曹資格を持っているということであって、法曹資格を持っているから、そういう仕事をしてもらうというわけでは決してないというふうに思います。

(片山委員)

ちょっといいでしょうか。私が鳥取県で知事やっていたときに、法曹過疎県だったものですから、何とかして法曹を増やしたいということに取り組みました。鳥取県の弁護士会と一緒に取組んだわけです。例えば、先ほどもご紹介ありましたように、ひまわり基金の弁護士さん、その方に積極的に来てもらいたいというので、県があえて上乘せをしたりしまして、初度調弁費と称して、書籍でも買ってくださいという意味で上乘せしたりしました。

そのときには 24 人の弁護士登録でした。非常に少ないですね。実際にこれは足りないなというのは実感しました。例えば、県が原告になるときも被告になるときも、積極的に司法で解決しようねという方針を出しました。陰でいろいろ押さえたり、隠微な形で解決するのではなくて、あっさり司法で解決しようということをやりました。よく住民から裁判するぞと言われたら、かつてはまあまあと言っていたのを、どうぞというやり方に変えたんですね。変えてみたものの、実際には弁護士があまりいない、もちろんおられるんですけども、どうしても人数が足りないという状況でした。

あとは、審議会などのいろんな場面で法曹に入ってもらって、合理的な判断をしてもらうということをやろうとしたんですけど、なかなか人数が足りませんでした。ですから、行政という面から見ても、法曹を増やさなければいけないという状況にはありました。当時弁護士は 24 人だったのですが、その中には稼働していない人もいらっしやいました。例えば有名な方では中田正子さんという全国初の女性弁護士という方がまだおられました。今ではもう亡くなられましたけれど。その他登録だけの人もおられたので、実際実働は 20 人ぐらいでした。

それでそのときに、目標は倍だねということだったんです。24 人ですから 48 人ぐらい。これぐらいを目標にて、10 年以上かかるだろうなというので始めました。そうしましたら今、この間たまたま鳥取県の弁護士会長に会ってお聞きしたら、48 人だと言っていました。どうですかと言ったら、まあまあですとおっしゃっていましたけれど、あっという間に 5 年ぐらいで倍になったんですね。

そこで、今のところは大体いいころかなという感じがします。もちろん、フットさんが言われたように、まだ潜在需要はいっぱいあると思います。ですが、その潜在需要が地域で顕在化するにはもう少し時間がかかる。踊り場みたいなのところがあるんだと思います。

もう 1 つは、今企業のことを言われましたけれども、就職開拓としては役所もあります。役所にはもっと法曹が入ったほうが良いと思うんですけど、役所はこれに対してすごくネガティブです。億劫なんでしょうね。怯えている面もあるのだと思います。あまり合理

的な考え方をしている人が入ったら、自分たちの非合理が対照的にわかりますから。ですからそこを解きほぐして、そういう新規市場を開拓するのにも、やっぱりちょっと時間がかかるのかなという気はいたします。

そうしますと、将来的にはともかく、今はちょっと踊り場という段階なので、今までどおりの計画ですっと直線的に増やしていくのは、鳥取などの地方を見ていると、やっぱりいかなものかなという感じがいたします。ですから、何らかの暫定的な軌道修正か、何らかの従来計画には改変を加えたほうがいいのではないかと思います。このままいくと、資格は持ったけれど、本当にあぶれる人がずいぶん出てくるのではないかという気がします。そうなったときに、それは市場原理の中で淘汰されるのだからいいんだという考え方もあるでしょうけれども、やっぱり国家が一定の資格を与えた人があぶれるということになると、いささか問題が出てきます。

例えば今どんなことがあるかということ、これは国家資格ではありませんが、教員免許を持った人がずいぶん巷にはあぶれているんです。教育学部を出て、教員免許を取ったのですが、少子化などの影響で就職できないんですね。それはどうなるかということ、非常勤という非常に劣悪な環境で長いこと過ごし、30代になるまで非常勤職というような非正規雇用のまま置かれてしまう。モラルも低下してしまいます。あとはしょうがないから塾に行くとか、予備校に行くとか。そこで有名教師になれば別ですが、そんな人は例外で大体は暗い感じになってしまいます。

これで本当に国家としていいだろうかというのは、特に地方にいるとつくづく思います。今、医者はあぶれていませんけれども、これがあぶれだしたらどうなるだろうかと考えると、不良化など、そういうことも懸念されるのではないかと思います。その辺も少し考えておく必要があるのではないかなという気がいたします。地方で、しかも法曹過疎の代表だと言われていたところを見ていると、とりあえず充足したのかなという感じを持つものですから、ご意見を申し上げておきました。

(宮崎会長)

私は、国民が弁護士に対してどのような機能を求められるのかなということを、このごろよく考えます。今まで日本は法廷での代理人という、弁護士を求めてきたと思うんです。今、審議会意見書以来、急速に市民の中で社会生活上の医師としてという形で、弁護士の役割が高まっている。我々も、これは方向としては正しい方向だということで、それではできるだけ頑張っついていこうとしています。ただ、やはり率直なところ、歪みが出てきているなとも感じます。まだ目標の3,000人ではなく、2千何百人にいただけで、早くもちょっと大変なことが起きてきたなというような印象があり、非常に困ったことだなという認識が世の中で出てきています。

確かにフットさんの言われるように、受験生はみんな合格枠の削減など望んでいないということで、それは確かにそうだと思います。そして合格しても、その考えを変えなければ、私の会長選はもっと楽だったと。これからさらにそういった法科大学院生が増えれば、



日弁連の司法改革路線は間違いなく確固たるものになるのですが、現実にそうはなっていないというところに、我々は矛盾を感じています。

またニーズは、そう急には増えない。今、国家公務員法の改正などによって、国家公務員の中に入れようと。地方公務員の中に入れようと。しかし、これらは法制度改革が必要です。法制度を変えないと、例えば、弁護士が専門職として途中から入っていけるわけはありません。

それから、中川さんを例にとるわけではないのですが、法学部の方と弁護士とどうすみ分けるのかということもあります。端的に言いますと、東大法学部がある限りは、ダニエル・フットさんのおっしゃるように官界にもっと行けとか、企業法務にもっと行けというのは、なかなか難しいわけです。東大法学部の学生も優秀だということで、優秀なら採るよと、こういうことになってしまうわけです。

これを改革するために、韓国のように、もうロースクールを作ったところは法学部をなくすということも、1つの改革案だと思います。そうすれば法科大学院卒が法律をプロフェッショナルとして学んだ人材なんだという認識が生まれる。アメリカも、法学部がないという制度をとっていますが、こういう社会を目指すのかどうか。そうなりますと、幅広い社会生活上の医師という形で、あるいはもっと弁護士の活動範囲が広がると思います。

ところが、日本には法学部は厳としてありますし、それからもう1つは、隣接士業が厳としてあります。ダニエル・フットさんは諸外国にもあるということをおっしゃっていましたが、日本には法廷代理権のある司法書士がいる。しかも、これが最近、この司法改革により1万人増えた。毎年1,000人ずつ増えている。こういった状況の中で、社会生活上の医師として、ロースクールを出る必要のない司法書士さんと言う資格者が厳としていて、一定割合で増えている。司法書士さんも活動されている。弁理士さんも一定の範囲で、やはり法廷代理人ができるようになったというような改革がありまして、その中で弁護士は一体どういことを求められているんだろうかということを考えているわけでありまして。

先ほど片山委員が例で挙げられました教職員では、専門職大学院を推進しようとしても、誰も大学院には来ない。それは出ても就職先がないからだということです。最終的にはやはりそういう形になってしまうのではないかと。中川さんがおっしゃったように、仕事があるとそう思っちゃいかんと。確かにそうですけども、それでは3年間授業料を払って、法学部にプラスして法科大学院に行くインセンティブを学生が見出せるのだろうかというようなことを思っているわけです。こういうトータルの中で、弁護士人口論というものをいろいろ考えていており、我々としても悩んでいるというところです。

我々としましては、消費者の目から、あるいは市民目線から見まして、やはりこういったことは弁護士の目線からだというご指摘はごもっともだと思っております。しかしながら後継者の養成という観点から、やっぱりいろいろ考える必要があると思っております。

また、できたロースクールは、非常にいい教育をさせていただいていると、私は評価しています。やっぱりこれは何とか健全、発展させていかなければならない。しかしながら、

弁護士に求められている美辞麗句と一歩足元を見ると、ほかの隣接業種がたくさんあるという現実。それからもう1つは、過疎・偏在でも、日本は扶助予算が45億円しかありませんが、フランスは450億円という事実もあります。

会内では色々と議論をしておりますが、現在のところ、議論の結論がまとまっているわけではないので、とりとめもない話で申し訳ないのですが。

### 立法活動への取組みについて

(中川議長)

結論は出ない問題だと思います。しかし、やはり悩みながら、どこかへ終焉させていかななくてはいけない。今後もいろいろと意見の交換をさせていただいたらいいのではないかと思います。

だいぶ時間がたちまして、最後に立法活動への取組みということで、庭山副会長よりご説明をお願いします。

(庭山副会長)

こういうこともあろうかと思いメモを作っておりますので、これをご一読いただければ分かるようになっていきます。

日弁連は、いろいろな形で立法に対して反対をしたり、こういうのを作ってくれということやってきたのですが、組織としてそれをきちんと受け止めるような組織が日弁連の中にはありませんでした。それを今度宮崎執行部に求めて、作ろうと、こういうことで今準備をしております。

消費者問題などについて、かなり日弁連の様々な意見が影響力を持ってきているという現象はございますけれども、それ以外の問題もたくさんございます。それから、裁判を活性化させるための民事訴訟法上のいろいろな改善のための問題、あるいは印紙代をどうすればいいのかとか、そういうような問題についてです。そういった問題も、できるだけ積極的に新しい組織で取り組みたいと、こんなふうには思っております。どういう形で誕生できるか、今年の夏ぐらいまでにはと思っておりますので、1つご指導いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

### 6. 第19回市民会議日程について

(中川議長)

法曹団体としては、かなり積極的ですし、非常にいいことなのではないでしょうか。期待しております。

それでは、本日の議事と言いますか、議題は全部終わりました。次の市民会議の日程につきまして、皆様のご予定を伺いましたところ、7月29日の火曜日の14時から16時ということにさせていただきたいと思っております。それでは、よろしくお願いいたしますと思っております。

## 8 . 閉会

(中川議長)

他に何かございますか。なければ、これで本日は終了したいと思います。どうもありがとうございました。(了)